

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

				資料番号	57-3	担当課	住宅室
法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	根拠条項	第44条	許認可等の内容	居住安定援助計画の変更の認定		
(居住安定援助計画の変更等) 第四十四条 第四十条第一項の認定を受けた者は、当該認定を受けた居住安定援助計画の変更（国土交通省令・厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をするときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。 2 前三条の規定は、前項の変更の認定について準用する。							